

軽自動車税のお知らせ

◆納税通知書を郵送

5月中旬に50ccバイクや軽自動車などの平成26年度軽自動車税納税通知書を郵送します。納期限日は6月2日(月)。

障害者手帳があり、一定の要件に該当する人に減免制度があります。申請は5月26日(月)までに税務課へ。

◆郵便局、コンビニエンスストアの利用が可能に

これまでの金融機関に加え、近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局と全国のコンビニエンスストア各店舗で納付できます。コンビニエンスストアでの取り扱い日は、6月2日(月)まで。

▶詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

京都府から普通自動車税のお知らせ

6月2日(月)は普通自動車税の納期限日。近くの金融機関やコンビニエンスストア、府の納税窓口で期限内の納付を。

▶詳しくは、中丹広域振興局企画総務部税務室(☎62・2502)へ。

地域に元気 地域力再生交付金

ボランティア団体やNPO法人、自治会などの市民団体が取り組む環境保全や子育て支援、福祉・防犯活動などの活動に助成金を交付します。

【交付条件】 事業費15万円以上で平成26年度中に完了すること

【交付率】 事業費の3分の2以内または全額(事業内容により限度額あり)

【申し込み方法】 6月2日(月)までに所定の用紙(企画政策課に備え付け)で同課へ。

▶詳しくは、企画政策課(☎66・1042)へ。

サル追い払い専用番号

各地域で野生のサルの追い払いを手伝う「サルの追い払い専用電話」が5月1日～11月30日にシルバー人材センターに開設。近年、住宅地に野生のサルが頻繁に出没し、農作物や生活環境の被害報告が相次いでいます。

各地においても追い払いなどに取り組んでいただいておりますが、追い払いが困難な場合は、同センターの追い払い隊が駆け付けます。

追い払い専用ダイヤル
(☎090・4494・7588、6時～12時)

▶詳しくは、農林課(☎66・1023)へ。

ご存知ですか? 「登録型本人通知制度」

登録型本人通知制度とは、本市に本籍や住民登録のある人が事前に登録することによって、その人の戸籍謄・抄本や住民票の写しなどを代理人や第三者に交付したときに、その交付の事実を登録者本人にお知らせする制度です(取得した人の名前や住所をお知らせするものではありません)。個人情報が悪用される危険のある不正取得を防ぐ効果が見込まれています。

登録を希望する人は、運転免許証などの本人確認書類を持って市民課か西支所市民・年金係の窓口へ。

▶詳しくは、市民課(☎66・1002)か西支所市民・年金係(☎77・2252)へ。

こだわりの逸品 パンフレットを改訂

市内の生産者が独自のこだわりをもって生産する農産物や加工品を紹介する「ふるさと舞鶴あぐりブランド推奨品」のパンフレットを全面改訂。市内をはじめ、市外の方々へ推奨品の希少価値や高いブランド性を広く情報発信していきます。希望者には無料配布。

▶詳しくは、農林課(☎66・1023)へ。



土砂災害警戒区域の指定

府では、平成16年度から「土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)」に基づき、土砂災害の恐れのある場所を調査し、「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」を指定しています。これまで市内104地区1,560か所が指定され、今年度で市内全域の区域指定が完了する予定です。市では、住民の皆さんに円滑に避難していただくため、指定を終えた区域から順次、土砂災害ハザードマップを作成し全戸配布しています。指定区域は、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/dosyashitei/index.html>)で確認できます。

▶詳しくは、国・府事業推進課(☎66・1047)へ。

新たな地球温暖化対策推進実行計画を策定

市の施設などを対象に「第3期 舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画」を策定。これまでの取り組みを踏まえ、更なる地球温暖化防止に努めます。

【計画期間】 平成26～30年度

【主な目標】 温室効果ガスの平成24年度比5.9%削減

【主な改定箇所】 指定管理施設など対象範囲を拡大

▶詳しくは、生活環境課(☎66・1005)へ。

6月1日は人権擁護委員の日

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員がいじめや差別などの相談に随時応じています。無料。秘密厳守。法務局舞鶴支局で受け付け。(敬称略)

【人権擁護委員】 ◆江宮文夫(福来) ◆川尻治彦(浜) ◆佐藤明子(浜) ◆鈴木孝子(余部上) ◆谷公人(余部上) ◆寺島勝(上安久) ◆南部久美(岡田由里) ◆福島イツヨ(公文名) ◆藤村由紀(大波上) ◆村尾幸作(丸山中町) ◆山田敏子(西吉原)

【特設相談所を開設】 6月1日(日)9時～12時と13時～16時、総合文化会館。面接相談(個室、秘密厳守)。無料。申し込み不要。

▶詳しくは、法務局舞鶴支局(☎76・0858)へ。

社会教育委員の決定

生涯学習・家庭教育など、社会教育の分野で教育委員会に助言をいただく社会教育委員9人が決定。任期は2年。委員の皆さんは次のとおり。(敬称略) ◆大泉邦輝(下福井) ◆四方筆樹(朝来西町) ◆谷口英子(喜多) ◆内藤行雄(魚屋) ◆鍋師廉弘(上安久) ◆福原習作(平野屋) ◆松井恭子(南田辺) ◆山内哲夫(倉谷) ◆山本寛子(行永)

▶詳しくは、社会教育課(☎66・1073)へ。

市営駐輪場の放置自転車を整理

JR東・西舞鶴駅の各駐輪場に長期間放置されている自転車と原動機付自転車を次のとおり整理します。

【日程】

◆5月7日(水)…すべての自転車などに調査札を取り付け

◆5月15日(木)…注意札を取り付け

◆5月30日(金)…警告札を取り付け

◆6月9日(月)…警告札付き自転車などを移動

▶詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

放置家屋の撤去に助成

昭和56年5月31日以前に建てられ、数年にわたり使用されずに放置されている老朽化した木造家屋の撤去費用の一部を助成。

【対象工事】 放置家屋の解体・撤去工事

【助成対象者】 市内に放置家屋を所有し、市税の滞納がない人

【募集戸数】 10戸

【助成金額】 対象工事費の2分の1(限度額60万円)

【提出書類】 工事の見積書や登記事項証明書など

【申し込み方法】 専用用紙(建築住宅課に備え付け)に必要な書類を添付し、同課へ。

▶詳しくは、建築住宅課(☎66・1050)へ。

身近な地域の相談役

5月12日は「民生委員・児童委員の日」。生活の中で、福祉に関する困ったことや心配事があれば、地域の民生委員・児童委員へ気軽にご相談を。

お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からない場合は、保健福祉企画課まで連絡を。

主な活動内容は次のとおり。

【民生委員・児童委員の主な活動】

◆福祉に関する相談や助言

◆ひとり暮らし高齢者への見守り活動や健康状態・世帯状況などの調査

◆福祉に関する情報提供や関係行政機関などへの連絡

◆母子家庭などに対する行政機関への協力や子育てに関する相談

【主任児童委員の主な活動】

◆学校や児童相談所などと連携し、いじめ・不登校問題の相談や児童虐待の早期発見・対応

◆民生委員・児童委員との連携による問題を抱える児童・家庭などへの相談援助

▶詳しくは、民生児童委員連盟事務局(保健福祉企画課内、☎66・1011、FAX62・7957)へ。

木造住宅の耐震改修に助成

災害に強いまちづくりを進めるため、市内にある木造住宅の耐震診断や耐震改修に係る費用の一部を助成。

【共通】 いずれも対象住宅は昭和56年5月31日以前に建てられた住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住に使用しているもの。申し込みは、専用用紙(建築住宅課に備え付け)に必要な書類を添付し、同課へ。

【耐震診断士を派遣】

【募集戸数】 18戸

【負担額】 3,000円

【提出書類】 自己診断書(同課に備え付け)に登記事項証明書など建築年などの分かる書類を添付

【耐震改修費用の助成(本格改修型)】

【対象工事】 改修後の評点が1.0以上となる耐震改修設計や耐震改修工事

【募集戸数】 10戸

【助成金額】 対象工事費の4分の3(限度額90万円)

【提出書類】 耐震診断結果報告書、工事などの見積書、改修内容の分かる書類など

【耐震改修費用の助成(簡易改修型)】

【対象工事】 屋根の軽量化、耐震壁の増設、床面の補強、基礎の改修、その他耐震性が向上する工事

【募集戸数】 20戸

【助成金額】 対象工事費の4分の3(限度額30万円)

【提出書類】 工事の見積書、改修内容の分かる書類など

▶詳しくは、建築住宅課(☎66・1050)へ。